

第1(問題1について)

1(①について) AがBに対して有する本件債権は、500万

円分であるところ、少なくとも、Bが甲に対して支払したこれを超える100万円分は損害とみて問えない。その上で、債権の範囲内である500万円については損害とみることはできるか。

恐喝罪(刑法(以下法律名省略)249条1項)は、個別財産に対する犯罪である。とはいえ、多少なりとも金財物が交付されたら損害とみるのでは、犯罪とる範囲が広くなりすぎる。そこで、実質的に個別財産にのみ損害があるかによって、損害の有無を判断すべきである。

確かに、Aの代理人(受託者)である甲に500万円を支払えば、Aの債権が消滅し、甲の限りで損害にはならないようにみえる。しかし、恐喝という手段で交付する500万円とこのような手段に ricorso に交付する500万円では財産的価値は異なり、実質的に別個の金財物と評価しうる。そして、実質的に、恐喝によって交付された財物は損害にあたる。

2(②について) これに対して ②は、上述のように、Bの債権は500万円、甲の限りで消滅する以上、損害はないと認められる。よって、損害は100万円に限られる。

3(甲の罪責)

(1) 強盗罪の成立

了 強盗罪(236条1項)は、盗取罪であるところ、交付罪の恐喝罪との区別が、^{相対的}反抗抑圧状態を経ることから必要である。

しかし、本件ではBは畏怖にこじまっていたので、強盗未遂罪

注釈の一覧 :再チャレ 第三回 サンプル答案 その 2.pdf

ページ :1

番号 : 1 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/07 19:04:40

2時間を書いてください。

また、ページ数は8枚を超えないでください。

番号 : 2 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/07 19:02:36

好みの問題かもしれませんが、答案で「とみて間違いない」という表現はあまり使わないです。

番号 : 3 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/07 19:07:05

客観的にみて、甲の行為は、反抗を抑圧するに至る程度の脅迫とは言えないことは明らかでしょう。このような場合に強盗を検討することは時間と紙面の無駄ですので、不要です。

(243条、236条1項)が成立するか否かを検討する。

イ (3)「暴行又は脅迫、」 上記の如く、強盗罪では、相手方が反抗抑圧を受けることを要する。手段たる暴行又は脅迫は、これを惹起するに足る程度でなければならぬ。

本件において、甲はBに「うしろ組」「若い者を女主人の家に行かせる」等と言った。これは、甲自身が暴力団員であることと関係がある。しかし、この中々、電話機にかけたものにすぎないし、直接勢力を示されたわけでもない。また、脅されたのも一度にすぎないことから、反抗を抑圧するに足る程度で、当該要件はみたさぬ。

ウ 以上より、強盗未遂罪は成立しない。

(2) (脅喝罪。成立)

ア (3)「恐喝して、」 当該要件は、恐喝罪が交付罪であること、相手方が畏怖するに足る程度でなければならず、上記の如く、甲がBへ暗に暴力団であること、金銭を支払わないと危害を加える旨、脅したことは、畏怖するに足る。よって、当該要件はみたさぬ。

(イ)「財物、」 600万円は当然これにあたる。

(ウ)「交付させた、」 Bは、上記「恐喝、」により、自身や家族の安全を案じ、畏怖し、600万円を甲の口座に振り込んでいる。よって、交付したと認め、当然にこれとみえる。

(ホ) したがって、恐喝罪の構成要件該当性が認められる。

イ ところで、甲はAの債権の取り立てを任せていた。確かにBには600万円の積金が認められる(1)が、権利行使として、正当行為(35条)で権利行使が阻害されたのか。

ページ:2

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:07:37
恐喝

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:08:17
定義を確認しておいてください。

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:09:12
不法領得の意思も検討しましょう。

(3) 違經怪、害質、這會侵害乙、社會的倫理違反12起。

侵權の行使に於て失權を求むる行為は

332. 社会通念上の忍び難い程度を定めてはじめて違法と評價

之方。 1. 2. 恐喝、手段、態様 3. 3. 手段、1. 2. 経

解などに照して、社会通念上相当と認められる限度を超える権利

[illegible]

(1) 本件に於て、甲はAの物件價值にBの金錢を回収す

頼まれた。その際、特に急いでいた。進行手段に332224は指示

とれていない。甲がBと強姦したことは、自身でCへの復讐の目的に金

金銭を回収しようとしたにすぎなかった。このような事情があるを、社会面談

上相当といふ限度を明白に超えて權利行使である。是は、五三三附

2P' is false.

① 責任阻却事由は存在しない。

I 以上 24. 恐喝罪 加減 232

第2(設問2にみる)

1 (実得行為 に對する主張)

(1) 本件において、甲は、ワインに睡眠薬を混入して販売した(人下)

「第1行為」にて、加不₂ヲ發生ニシ(以下「第2行為」)、Aニ死亡シ

せようと計画していた。しかし、甲は第1行為で計画に断念したか-

予想外に心算でAは30+17。323-45第13行が知人入京

[illegible]

お成之助 余世はなん。 当の義理長についで 以下詳述す

(2) 実行行為とは 結果発生 の 具体的危険性 を有する行為を

ある。そして、その危険性の発生は責任主として、行為者が認識

ページ:3

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:10:43
結論部分だけで良いです。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:53:32
問いは「結論を導く理由を事実ごとに簡潔に述べなさい」ですから、詳述する必要はありません。

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:51:52
学説のことはわかりませんが、責任主義が理由なのでしょうか？

(第 1 問)

できるものと見て大はなした。一入、本人基準に限定してしまふ。
行為者が不注意なことでも実行行為性が否定され、不合理である。また、
一般人が認識可能な事実を基礎として上記危険を判断すべきである。
(3) 本件において、甲がワイエに侵入した睡眠薬は、病院で処方
された一般的な医薬品であった。そして、その侵入量は4年未満のAの疾患
かなければ生命に対する危険性は全くないものであった。また、その疾患は
本人が自身気づいていないし、心臓のことであるから医者でも必ずしも外部が
知ることがない。このような事情からすると、第1行為の危険性は、一般人が
認識しえないAの疾患を排除して判断せねばならず、そうすると、
死亡の結果を発生させる具体的危険性はなかった。

(4) 次に、第1行為と第2行為。実行の着手と見る見解があり
うる。しかし、実行の着手とは、実行行為の開始と捉えられるので
あり、第1行為と第2行為が明確に分けられる以上、第1行為
の時点で第2行為が始まっていると見てよい。上記第1行
為は実行行為ではない。よって、実行の着手がなかったことは疑い

(5) 以上より、実行行為がなされたから、殺人罪も成立する。

2 (因果関係) における主張

(1) 仮に、実行行為が認められたとしても、因果関係が認められ
ない主張もできる余地がある。

(2) 因果関係とは、条件関係の前提に、行為が結果が発生するに
とか経験上相当といえるときに肯定される。そして、その判断においては
実行行為と同様に、一般人が認識可能な事実を基礎として
すべきである。

ページ:4

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:54:09
医者であっても、外部からみて心臓疾患であることはわからないでしょう。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/07 19:56:55
このような学説は存在しません。折衷的相当因果関係説のことかと思いますが、学説の内容は正確に理解しておきましょう。

(第1問)

(3) 本件において、甲が第1行為をしただけでは、Aは心不全により死亡することにはなかつた。たゞ、条件関係は認められる。次に、実行行為と同様に、Aの疾患は、判断の基礎となることは争うな。すると、第1行為からAが死亡するまでは、結果上相当で、~~相当~~といえる。よって、因果関係は認められる。

(4) 以上より、殺人既遂^罪が成立している。

3 (故意) に対する主張

故意とは、結果発生、蓋然性が高いことを認識しつつそれにかかる行為を行うときに認められる。

本件において、第1行為は、実行行為でもみたように、Aの疾患を除外する生命に対する危険性は全くないものであった。また、甲がAの疾患を知り、むしろこのことを利用した。

したがって、第1行為時に甲に殺人の故意は認められず、殺人既遂罪は認められない。

第3 (3問) について

1 (2項詐欺罪の成立)

(1) 甲は、B^金に基いて~~金~~させた金銭を、D銀行E支店でFに依頼して払戻しを受けた。よって、^{甲に}2項詐欺(246条2項)罪が成立する。

(2) 3人3欺いて、欺罔行為とは、財産交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る、という。本件において、甲がF^{何故}に積極的に偽っているように見えるからと主張する。しかし、

一般論として、銀行の窓口で払戻しを~~依頼~~係員が行うときは、相手方に払戻しを受ける権利があることを前提とする。しかし、本件では、^{甲の}D

第1問

銀行の口座にあった600万円は、誤りにBが現金として取り出し、甲に転
属し、受ける権利はなし。また、甲は窓口へ来たとき、転
属し、受けた。また、^{6条23項に}債権の移転は、債権者が債権を譲渡したとき、一連の行為が
か、自身に転属し、受ける権利があるというふうな考え方がある。この場合、
あったという事。また、当該事項は、銀行が払い戻しをするに際して重要
であるというふうな事ではない。よって、欺罔行為があったという事。

(1) 上記行為により、甲はFの600万円を受け、取り出し、~~金銭を~~
~~引き出したという事~~。欺罔行為により、Fと金銭を交換し、600万円を交付し、
利益を得たという事。

(4) 故意 当然にみたす。
(2) しかし、構成要件の該当性が認められる。
(3) 違法性、責任阻却事由は存在しない。
(4) 以上より、甲は1項詐欺罪が成立する。

2(横領罪の成立)

(1) 甲は、Aの回収^{を頼る}した分の金銭をBが回収し、その全部
について自身の利益のために使った。よって、甲は横領罪(25条1項)が
成立したといえる。

(2) 「自己の占有する、本件債権の範囲である500万円について
甲はFから交付を受け、事実上支配して取り出した。」

1° 委任関係 横領罪の保護法益は他人の所有権で
第2次時には委任関係にある。本件において、^{に6条23項の}債権の回収
をAは甲に依頼しているから、これをみたす。

ウ「他人の物」 Aの依頼によって、債権を行使し、その結果として

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/08 18:48:31

言いたいことはわかりますが、預金口座に入っている以上、払戻しを受ける権利はない、とまでは言えないでしょう。表現を工夫してみてください。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/09/08 18:49:44

何故「当然」なのでしょうか。時間に余裕がある時は、「客観的構成要件該当事実の認識認容がある」ということは言及しておくとい

第 1 問

得た金銭の所有権は、依頼者に残るべきであるが、これに反し、

エ「横領した」 「横領」とは、不致領得の意思の発現して一切の行為をいうと解する。本件において、^{余分にBが得た100万円を以て}500万円についても債務に充てようと、上述のようにFが払った後、受けた時点で、不致領得の意思の発現があったといえる。よって、これをみたす。

オ 故意 当然にみたす。

カ したがって、構成要件該当性が認められる。

(3) 違法性・責任阻却事由は存在しない。

(4) 以上より、横領罪が成立する。

3 (2項詐欺罪の成立)

(1) 甲は、Aからの依頼に対し、Bは依然支払うという旨を嘘をついた。よって、甲は2項詐欺罪^(2項詐欺罪)が成立しないか。

(2) ア「人を欺いて、~~本件に~~本件において、甲は既に本件債権を行使してBが500万円の支払いを受け、そのうち私用に費した。しかし、これを隠すためにBが「待てばいい」と述べていた等と嘘をAにいつている。よって、明らかにこれをみたす。

イ「財産上不法の利益」 甲は、本来であればBが回収した分の500万円をAに移転しなければならなかった。^{本来であればBが回収した分の500万円をAに移転しなければならなかった。}上記欺罔により、Aからの返金~~受取~~が~~本来であればBが回収した分の500万円をAに移転しなければならなかった。~~している。よって、これをみたす。

ウ「人を欺いて」「財産上不法の利益を得」 上記行為により、AはBが未だ支払うをいつていると金銭渡し、甲は依頼するところ、甲は上記利益を得た。

エ 故意 当然にみたす。

オ したがって、構成要件該当性が認められる。

(3) 途徑性・責任阻却事由は存在しない。

(4) 以上より、22条6条詐欺罪が成立する。

4 (殺人罪の成立)

(1) 甲は、Aを殺害することと計画し、第1行為を完了させた。その後、Aは死亡した。よって、甲に殺人罪(199条)が成立しないか。

早急に構成要件・実質が問題となる。

(2) ^{殺人}実行行為 「第2」で述べたように、第1行為は実行行為のものではない。一方で、実行の着手とはいえるものではないか。

実行の着手について、実行行為・開始時点と見る見解がある。

しかし、このような見解には、未遂犯の成立範囲が狭くなる。そこで、実行行為の開始時点と実行行為に直接する行為の

両面から実行の着手は捉えるべきである。^訴この際、犯人の犯行計画が参考となる。~~この場合、実行の着手時期が定まる。~~すな

わ。①第1行為と第2行為の時間的場所的近接性 ②第1行為が第2行為を容易かつ容易に行うために必要不可欠である。③第1行為に成功すれば、第2行為まで特段の障害となることか。という点とみたときに、実行の着手が認められる。

本件において、Aが第1行為により、目撃され、またはAが近く、^所甲軍からX、Y及びバケツを運び、第2行為を行おうとしている。

~~第1~~第1行為と第2行為の間には時間的場所的近接性があった。⁽⁴⁾次に、第2行為を行えば、Aに害が及ぶこととなる。

したがって第2行為を行う必要があった。第1行為により、^{想定はAは}普通な

数時間は目を覚ましてはいなかった。たので、確実かつ容易に第2

第1問

為る行為に 第1行為は必要不可欠な行為と認めらる。そして、~~左記~~ 上記

のように、Aが眠れば、X、Y及びバグツを運搬してXとYをまか

たけようとして 特段の障害もなかった(2)。さて、①~③を30

でみたし、第1行為は ^{実行の着手とい} ~~第2行為と一連の行為~~ ^{の実行} Aの殺人を

構成する ~~実行の着手~~。

① 結果

Aは死した。

② 因果関係 ^因 果関係は 条件関係を前提として 必然

の危険性が結果に現実化したと認めらるる時に肯定される。

第2. 述べた相当因果関係は、経験上相当か否かという ^{基準} ~~判断~~が

なまゝである点で採用できる。そして、因果関係は、結果の発生

行為に帰属できるか否かの判断によるから、そのほかよりむしろ客観

的に存在する事実をみて考慮する。

本件において、条件関係は当然にみた。さらに、特殊な心臓疾患

の如Aに睡眠薬を服用させた結果 疾患が悪化して心不全が起るの

が、第1行為の危険性が現実化したといわゆるべき。よって、因果関係が

認めらる。

③ 殺人の故意 甲は第1行為と第2行為の一連の行為にお

Aを殺害するつもりであったから、これをみたようにみえる。

一方、もちろん甲はAが死んでしまおうとしていたこと、^{第1行為にお} ~~心不全で~~

死してやり、客観的に事実と甲の認識に一致がある。これは、具

体的事実の全容を以て主観を阻却しないから。

故意責任は、構成要件に該当する事実を認識し、それを行おう

ことが可能であったにもかかわらずして犯罪行為をしたことへの非難が

-
- 番号: 1 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2023/09/08 18:55:35
折衷的相当因果関係説と危険の現実仮設の違いは、判断基底の広狭であり、基準が「相当」なのか「危険の現実化なのか」というのは、表現の違いのみで大きな違いではありません。
-
- 番号: 2 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2023/09/08 18:57:55
「危険が現実化した」という評価をするためには、実行行為に、具体的にどういう危険が含まれているのか、を明らかにする必要があります。

すると、例3は、被害相手を間違えるからといって上記非難がな
たらないからではない。すなわち、構成要件レベルで事実と認識の一致
が成たは、上記非難が向けることかこえる。

本件において、石倉が因果経過において金首環がある。しか
それは同一の殺人罪の範囲にとどまるから、故意は阻却され
ない。よって、故意をみたす。

オ しにがって、構成要件該当性が認められる。

(3) 遂行性、責任阻却事由は存在しない。

(4) 以上より、殺人罪が成立する。

5 (強盗殺人罪の成立)

甲は、上述の500万円についてAに返還することを受ける。ために、

(1) 甲は、Aに7イを食させた後、水けるに際してAに近づき、
上記殺人を行った。

A所有の高級腕時計を奪った。よって、強盗殺人罪(240条後段)

が成立しないか。

(2) 強盗殺人は暴行と奪取の2要素からなり、240条は、強盗の際に被害者死亡が生じれば、たとえ暴行が
下つたとしても、奪取が成立する。

(3) 了了強盗、甲は、殺人の遂行行為という明らかな相手が、

反撃を叩返すに至る「暴行」と用いてAへの500万円の返還を

得ようとする「財産上の不正の利益」を得た。よって、これをみたす。

「了了強盗」 上述より、甲はAを死させた。

イ「死させた」 上述より、甲はAを死させた。

ウ しにがって、構成要件該当性が認められる。

(4) 以上より、強盗殺人罪が成立する。

6 (強盗罪の成立)

(1) 甲は、第1行為の後、Aから高級腕時計を奪

取った。よって、強盗罪(246条1項)が成立しないか。

(2) 「暴行又は脅迫」 強盗罪における暴行・脅迫は、財物

奪取に向ける必要がある。本件において、第1行為が2項強盗一犯に於ては以上、~~暴行~~暴行は既に於てしているようにみえる。しかし、甲はAの殺害を中止するつもりで第2行為をしたかった。3項強盗に連続性は認められる。よって、腕時計について強盗罪が成立するには新たな「暴行又は脅迫」が必要というべきである。よって、第1行為によりAは意識がなくなり、新たに「暴行又は脅迫」といっても、ナイフで刺すなど以外には考えられず、よって「脅迫」ははたさない。本件において甲は第1行為以降にAに「暴行」を加えていない。よって、「暴行又は脅迫」は認められない。

(3) したがって、3項強盗罪は成立しない。

7 (強盗罪の成立)

甲は、意識のないAを横目に同人の腕時計を授けられた。よって、「他人の財物を窃取した」といえる。(235条) 更に、不正に得た意思及び故意もみたす。

よって、強盗罪が成立する。

8 (罪数)

以上より、①1項詐欺罪、②横領罪、③2項詐欺罪、④殺人罪、⑤強盗殺人罪 ⑥強盗罪が成立する。~~⑦強盗罪~~ ⑦は⑤に吸収され、①、②、③、④、⑥は併合罪(45条前段)となる。

以上